

令和8年度第1回福岡県食品安全・安心委員会 議事要旨

日時 令和8年7月15日(水) 10:00～12:00

場所 福岡県庁 特別西(特1)会議室

委員会委員 15名

出席委員 10名(川野委員、重松委員、千葉委員、河村委員、近松委員、淵上委員、前田委員、小林委員、本城委員、目野委員)

欠席委員 5名(堤委員、井手委員、大塚委員、緒方委員、白木委員)

◆ 開会

◆ 保健医療介護部長あいさつ

◆ 委員紹介

◆ 定足数確認

◆ 議事

- 福岡県食品の安全・安心の確保に関する基本計画(第2次)令和7年度実施状況報告
- 福岡県食品の安全・安心の確保に関する基本計画(第2次)令和8年度実施計画
- 福岡県食品の安全・安心の確保に関する基本計画(第3次)の策定について

(事務局説明要旨)

- 福岡県食品の安全・安心の確保に関する基本計画(第2次)令和7年度実施状況報告
 - ・ 施策指標の進捗状況については、11の施策指標のうち7つの指標で令和8年度の最終目標値を達成しており、達成できていない施策指標についても達成率は90%を超えております。
 - ・ 施策の1つ目の柱、「生産から販売に至る一貫した食品の安全・安心の確保」については、生産から販売に至る食品供給行程の各段階において施策に基づく取組を実施しました。
具体的には、農林産物に関する取組として、農薬、肥料、飼料等の生産資材の適正使用の指導や農作物のトレーサビリティについての運用の適正化を、畜産物に関する取組として、家畜伝染病予防や畜産物安全対策を、水産物に関する取組として、貝毒量検査、貝毒原因プランクトン調査を行いました。
また、卸売市場をはじめとした流通拠点や飲食店、食品製造施設、販売店等に対する監視指導、流通食品の収去検査などを実施しました。
 - ・ 施策の2つ目の柱、「食品関連事業者の自主的な取組の促進」については、生産段階及び製造・加工・調理段階における自主的な取組を促進しました。
具体的には、生産者が自ら異物混入防止や農薬等の適正使用などを点検、評価することで農業経営の改善につなげる取組であるGAPに取り組む産地の拡大を図りました。

また、食品衛生責任者実務講習会において、講習会の最後に理解度を把握するための試験を実施し、HACCPに沿った衛生管理に対する理解促進を図りました。

- ・ 施策の3つ目の柱、「食品の安全・安心の確保に関する相互理解の促進と信頼関係の確立」については、食品の安全・安心の確保に関する普及・啓発を行うとともに、意見交換会及びパブリックコメントの実施により県民との意見交換を促進しました。

具体的には、学校における食品の安全・安心に関する教育活動の推進のため、市町村教育委員会や教職員を対象とした研修を行うとともに、保護者への配布物を通じた情報提供を行いました。

また、食中毒予防シンポジウムやその他の意見交換会を開催しました。

○ 福岡県食品の安全・安心の確保に関する基本計画（第2次）令和8年度実施計画

- ・ 第2次計画の3つの柱に沿って、これまで実施してきた取組を継続して実施します。
- ・ 令和7年度計画からの主な変更点としまして、高病原性鳥インフルエンザの定点検査期間や防疫演習の実施頻度が変更となりました。

また、食品衛生責任者実務講習会について、令和8年度からオンライン開催を併用することとしたため、対面での開催回数を変更しております。

- ・ 今年度も引き続き関係機関で連携し、食品の安全・安心の確保のために基本計画に基づく取組を推進してまいります。

（主な質疑応答）

問 HACCPについて、実際の運用状況が分かる指標や事業者のHACCP運用の実績を評価されるものがあれば良いのではないのでしょうか。

答 第3次基本計画から、HACCPに関する施策指標の見直しを行う予定としております。具体的な内容については、第3次基本計画策定の際に検討を進めていきたいと思っております。

問 高病原性鳥インフルエンザの定点・強化モニタリング検査について、昨年度から、検査件数が970件から620件に、検査期間が毎月から6～9月に訂正されているが、理由は何でしょうか。

答 農林水産省が定める「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」の改正に伴うものになります。全国的なモニタリング調査結果を踏まえ、国においてより効率的な監視体制を構築する観点から、令和6年10月の改正により定点モニタリング検査の実施期間及び強化モニタリングの農場数に変更されております。（後日回答）

問 高病原性鳥インフルエンザ、豚熱発生を想定した机上及び実地防疫演習の実施回数が、昨年度の30件から14件に減少していますが、理由は何でしょうか。

答 「口蹄疫等防疫対策事業実施要領」を改正し、防疫演習の実施回数の集計基準を見直したためです。同様の基準で集計した場合、昨年度の実施回数は15回となります。（後日回答）

問 食育基本法が改正となり、学校教育の中で農業と漁業が指導に盛り込まれるようになったが、それらを盛り込んで食品の安全・安心を子供たちに教えることは可能でしょうか。

答 給食を通じて食品の裏側にある価値観等を教えていくことになるかと思います。令和8年に給食で博多和牛や有明海苔を配付する予定であり、発育段階に応じた形で食育を進めていきたいと考えております。

問 食物アレルギーが最近問題となっているが、ヒスタミンアレルギーなどについて先生方への指導はなされているのでしょうか。

答 ヒスタミンアレルギーに関する講習会等は行っておりませんが、今年度実施予定の給食の調理員を対象とした研修会の中で、伝達したいと考えております。

- 問 運動誘発性アレルギーというものもあるので、認識を広めていただきたい。
- 答 運動誘発性アレルギーについては、管理職の研修会等で伝達しており、給食後の昼休みや体育の時間に発生の可能性があることを周知しております。
- 問 農薬指導士の育成・確保の箇所の「ゴルフ場のグリーンキーパー」という文言は食品の安全・安心とかけ離れている印象があるが、ゴルフ場の農薬による周辺地域の食の安全性への影響なども含めた記載でしょうか。
- 答 1980年代後半のゴルフ場急増に伴い、農薬による周辺の農業用水の汚染が懸念されたことから、国においてゴルフ場における農薬使用の適正化や水質汚濁防止に関する指針等が策定されました。
- これを受け、本県においても、ゴルフ場における農薬の使用適正化に係る指導要綱を定め、「福岡県農薬指導士認定事業実施要領」においては、ゴルフ場のグリーンキーパーを認定対象としているところです。こうした経緯を踏まえ、食品の安全の観点からもゴルフ場のグリーンキーパーについては継続して表記したいと考えております。（後日回答）
- 問 食品の適正な表示の推進のうち、健康増進法関係について、令和7年度に対応した117件のうち違反件数が104件、昨年度も71件中54件違反があり、違反率が76～88%とかなり高いが、具体的にどのような形で啓発や説明会を行っていくのでしょうか。
- 答 食品の適正な表示の検査については、認識が低いと考えられる事業者を中心に指導を行うようにしております。そのため、違反率が高いというのが現状です。
- 食品表示に関する啓発については、各保健所において、一般県民向けの研修会や来所者向けのロビー展示などを行っております。健康増進法に規定する特別用途表示および誇大広告の禁止に関する指導につきましては、食品関連事業者や一般県民の認識が低いものと考えられますので、今後も各保健所において、機会を捉えて啓発を実施していきたいと考えております。（後日回答）
- 問 医薬品成分の含有が疑われる食品における安全対策で、令和7年度30件検査を実施しているが、もう少し検査数、サンプリング数を増やすことは可能でしょうか。
- 答 大手インターネットサイトのショッピングモールにおいて「健康食品」でキーワード検索すると20万件以上の検索結果が出てまいります。こういった健康食品として販売されている製品のうち、正規の医薬品と類似している等の違反の蓋然性が高いものを優先的に30検体選定して検査しております。検査数やサンプリング数の増加により、違反品の検出数や検出率の大幅な上昇は見込み難いため、より効率的なサンプリングが重要と考えております。引き続き、市場から違反品を排除するため、違反の蓋然性の高いものをしっかりとサンプリングして、予定どおり30件で検査を進めていきたいと考えております。（後日回答）
- 問 海水温の上昇による有毒プランクトンへの影響について、有毒プランクトンの量が近年増えているという傾向はないでしょうか。また、シガテラはいかがでしょうか。
- 答 福岡県では、基本的に月1回程度、出荷時期には必要に応じ頻度を増やして、貝毒プランクトンの検査を実施しておりますが、海水温度上昇などの環境変化によりプランクトンの量が増えているという傾向はありません。なお、シガテラについては調査を行っておりません。
- 問 飲食店等の監視指導で違反が268件ということですが、違反後の改善確認はどのように行っているのでしょうか。
- 答 各保健所の食品衛生監視員が違反を確認した場合には、改善指導を行っており、速やかな是正を指導しております。
- 問 食品衛生責任者の実務講習会の理解度テストについて、具体的にどのタイミングでどのようなやり方で実施されているのでしょうか。実務講習として、食品衛生責任者の管理能力の有無を問うことができる問題なのでしょうか。
- 答 確認テストは2択の問題で、講習会後に実施します。講義を最後まで受講すれば正答可能な

内容であり、最後まで確実に聞いていたかを確認するためのテストと認識しております。

問 食鳥検査を 228 万件されているということですが、どのような検査をしているのでしょうか。目視で確認しているのでしょうか。

答 食鳥処理法で鶏については全て検査員が検査して出荷する形になっておりますので、食鳥検査員が病気の有無等を全て確認しております。

また、基本的には目視で確認しており、精密検査が必要なものについては、更に詳しい検査を実施します。

問 HACCPの導入確認について、対象の営業者数がかなりの数になると思いますが、どのように取り組むのでしょうか。

答 確認対象の事業者が3万件以上ありますので、まずは、新規及び更新許可申請の際に、事業者に対してHACCP導入を推進してまいります。

問 福岡県はワンヘルスを推進しているが、関連する施策は何かあるのでしょうか。

答 ワンヘルスが非常に幅広い概念になりますので、直接的なワンヘルスの施策というものはありませんが、食育等も含めて食の安全・安心の確保というのは広い意味ではワンヘルスの1つであると認識しております。

問 第3次基本計画について、ワンヘルスとの連動が見えるような書き方、工夫があればいいと思いますが、いかがでしょうか。

答 ワンヘルス基本計画についても見直しの時期のため、担当課とも意見交換をしながら、検討していきたいと考えております。

問 ふぐ講習会の令和7年度実績が1回19名参加とありますが、例年と同様の数でしょうか。また、令和8年度計画で、個別計画の項目からふぐ講習会が削除されているのは、その他の講習会の中に含めているということでしょうか。

答 ふぐ講習会は、各地区の魚市場を会場として、管轄する保健所が持ち回りで実施しております。そのため、各地区の事業者数や市場規模によって参加人数に地域差が生じますが、令和7年度の参加人数につきましては、概ね例年通りと考えております。

(参考：令和6年度：1回3名、令和5年度：1回24名、令和4年度：1回24名)

また、令和8年度計画からふぐ講習会を削除した理由としましては、開催予定であった魚市場が閉鎖されることに伴うものであり、令和9年度のふぐ講習会は例年通り魚市場での開催を予定しております。なお、ふぐ毒による食中毒予防に関する内容は、例年各保健所が実施する講習会でも取り扱っております。(後日回答修正)

問 国際水準GAPの認証取得数について、このままの推移だと目標年度の令和8年度に58件程度になりそうですが、今年度何か特別に検討していることはあるのでしょうか。

答 農作物の中でお茶など特に海外向けのものを中心に、海外向けの事業が順調にいつている生産者に直接説明を行い、国際水準GAPの認証取得の推進に取り組んでいきたいと考えております。

問 GAPの指導者はどのくらいの人数いるのでしょうか。

答 現在県内のGAP指導員は170～180名で推移しており、県職員やJAの指導員が主な構成員です。

問 食品ロスに関して、国の方でも外食の持ち帰りの話が出ているが、持ち帰りの状況によっては食中毒等の恐れがあるため、持ち帰りに関する消費者への啓発は非常に重要と考えるが、何か考えはありますでしょうか。例えば、パンフレットやチラシによる啓発は考えているのでしょうか。

答 ご指摘の事業は昨年度から130店舗ほどにご参加いただいております、実際に持ち帰りをされる際に食中毒等の危険性について注意喚起をしております。なお、パンフレットやチラシ等により幅広く周知はしておりますませんが、飲食店で食べ残しをされた方が持ち帰るため、まずは

飲食店でしっかりと注意喚起を行うというところを取り組んでおります。

問 厚生労働省が生食用の食肉のガイドラインを策定するという話があるが、タイムスケジュールなど何か分かっていることがあれば教えていただきたい。また、このことはタイミング次第では基本計画にも入ってくるのでしょうか。

答 県にもタイムスケジュールやガイドラインの内容は知らされておりません。情報が届き次第、周知を行いたいと考えております。また、ガイドラインに基づく指導について、基本計画に盛り込めるようであれば検討したいと考えております。

問 様々な目標を達成するためには、デジタル技術の活用が重要になると思いますが、DXといった文言を取り入れてはいかがでしょうか。

答 DXについては、県としても積極的に取り組みたいと考えており、先日厚生労働省からもHACCPの事業者向けアプリが公開されており、こういったところも連携する形で何かできることがないか検討していきたいと考えております。

問 食品ロス削減について、目標指標を設定する場合にはどのような指標があるのでしょうか。

答 今年度、福岡県食品ロス削減推進計画の第2次計画を策定することとしており、具体的な目標等については検討していく予定としております。現状の計画では、食品ロス削減量について、県内で基準となる平成30年に対して令和8年度までに1万トン削減することや、フードバンクに食品を提供する企業等の数を何社にするといった具体的な数値目標を設定しております。

問 福岡県はパブリックコメントの数が多くなく、消費者が意見を言える環境作りもリスク管理の一環と考えるが、何か声が出やすいような、参加してみたいと思うようなアイデアがあれば基本計画に盛り込んだらよいと考えます。

答 今後食中毒予防シンポジウム等もございますので、そういった場を活用して積極的にパブリックコメントをいただけるよう検討していきたいと考えております。

◆ その他

○ 連絡事項

今後のスケジュールについて（事務局から説明）

◆ 閉会